

# 神戸市方言における青年層の命令表現と その文末音調

久保博雅

## 1 はじめに

西日本諸方言では、行為指示を表す表現として命令形命令（以下、命令形。例：行ケ）、連用形命令（以下、連用形。例：行キー）、テ形命令（以下、テ形。例：行ッテ）の3形式が広く使用される。この三形式を聞き手や場面によってどのように使い分けるか、これまで各地の方言で記述がなされてきた（牧野2008、酒井2012, 2013、森・平塚・中村2012、福居2014、久保2018, 2021a等）。また久保（2021b, 2022）は、命令表現に伴う文末音調に注目し、その音調がどのような行為指示の発話場面で用いられるのか分析を行っている。

本稿では、上記の3形式を有する方言のうち、兵庫県神戸市方言を対象に記述を行う。神戸市方言の命令表現を記述した酒井（2012）は、当該方言は3形式に加え、意志形命令（以下、意志形。例：行コ）を用いて行為指示が行われることを報告している。酒井の研究を踏まえた上で筆者による調査を行い、命令表現の各形式と発話機能の対応を整理するとともに、酒井は触れていなかった文末音調と後接する終助詞についても記述する。

## 2 先行研究と課題

### (1) 発話機能と発話場面

上述の諸方言における命令表現の記述では、発話機能の観点が広く用いられている<sup>(1)</sup>。命令表現における発話機能はその行為の「拘束力の強弱」とその行為が「聞き手の利益になるか否か」の2つの基準から4つに分類でき、高木（2009:108）が表1のようにまとめている（発話機能は《 》で表す）。各発話機能を担う標準語の用例を（1）～（4）に示す。

表1 命令表現における発話機能の分類（高木2009:108より一部改変して引用）

	非聞き手利益	聞き手利益
拘束力・強	《命令》	《聞き手利益命令》
拘束力・弱	《依頼》	《勧め》

- (1) 突っ立ってないでそこに座れ。 《命令》  
 (2) 前が見えないから、座ってくれる？ 《依頼》  
 (3) 疲れているだろう。いいから座れ。 《聞き手利益命令》  
 (4) 向こうの席が空いたから、座ったらどうだ？ 《勧め》

(高木2009:108)

また、高木（2009:109）は命令表現を選択する要因として「発話場面と発話行為の関係」（以下、発話場面とし [ ] で示す）を挙げており、それには [指示]（単なる行為の指示）、[現場指示]（その行為が実行されるタイミングを示す命令）、[違反矯正]（すでに実行されているべき行為が実行されていないという違反を正す命令）、[確認的指示]（将来実行されるべき行為について念押しする命令）の4つがある。用例を(5)～(8)に示す。その場面において不適格なものに#を付し、文末が上昇する場合は↑、下降する場合は↓で記す。

- (5) 気分転換に、散歩でも {行け／行けよ↓／#行けよ↑}。 [指示]  
 (6) 今だ、{行け／#行けよ↓／#行けよ↑}！ [現場指示]  
 (7) 何をやってるんだ、早く {行け／行けよ↓／#行けよ↑}！ [違反矯正]  
 (8) 明日は間に合うように {#行け／#行けよ↓／行けよ↑}。 [確認的指示]

(高木2009:110)

## (2) 人間関係のネットワーク

発話機能と同様、命令表現の記述で用いられるのが、牧野（2008）が示した人間関係のネットワークの枠組みである。これは、話し手と聞き手の「上下関係」と「親疎関係」の2つの観点から聞き手を表2のように分類したもので、想定された任意の聞き手に対しどのような表現を使用するかを記述する手法となっている。本稿でもこの手法を採用する<sup>(2)</sup>。

表2 人間関係のネットワーク（牧野2008から一部改変して引用）

家族（＝ウチ）		非常に親しいソト		少し親しいソト	
下位	上位	下位	同等	下位	同等
親疎関係：親				親疎関係：疎	

## (3) 神戸市方言における命令表現の研究

先述の通り、酒井（2012:18）は神戸市方言における命令表現について、命令形、連用形、テ形のほか、意志形があることを述べている。意志形は、標準語における行為指示としては勧誘の表現として用いられるが、神戸市方言では命令表現としての使用が可能とし

ている。各形式の例文を (9)～(12) に示し、発話機能を併記する（動詞は「行く」）。

- (9) はよ、行ッテ。                      テ形／《依頼》  
 (10) はよ、行ケ。                      命令形／《命令》  
 (11) はよ、行キー。                      連用形／《命令》  
 (12) はよ、行コ。                      意志形／《聞き手利益命令》                      (酒井2012:18)

酒井の記述から、命令表現の発話機能と形式の体系は表3のようにまとめられる。

表3 神戸市方言の命令表現の機能と形式の対応（酒井2012から作成）

	非聞き手利益	聞き手利益
拘束力・強	《命令》命令形、連用形	《聞き手利益命令》連用形、意志形
拘束力・弱	《依頼》テ形	《勧め》連用形

以下、発話機能ごとにその機能を担う形式について、表2の人間関係のネットワークを用いた酒井の記述をまとめる。まず《命令》では、いずれの聞き手でも命令形と連用形が用いられるとしており、「要求する行為の緊急性がより高い場合」に命令形を、「話し手がなかなか行動を起こそうとしない場合」に連用形を用いると述べている。特に連用形は「話し手のあきれや苛立ちといった感情」を表すとしている。《聞き手利益命令》では、いずれの聞き手でも連用形が用いられるとし、親疎関係が親の聞き手ならば意志形も用いるとしている。意志形は「要求する行為が聞き手にとって利益のあることであり、緊急性を要し、話し手の眼前に聞き手がいる場合」に使用ができ、連用形にはそのような制限がないとしている。命令形は基本的に使用できないが、親から子、先輩から後輩などのように、話し手と聞き手の間に特定の上下関係がある場合に限り使用が可能と述べている。《依頼》ではいずれの聞き手でもテ形を、《勧め》ではいずれの聞き手でも連用形が用いられるとしている。

#### (4) 先行研究の課題と本稿における記述の方針

酒井(2012)は、他の方言と同様に発話機能と発話場面、人間関係のネットワークを用いて記述を行っているが、文末音調と終助詞については触れておらず、終助詞が後接しない形式のみの記述となっている。筆者は「音調の情報が命令表現の用法や体系の正確な記述に必要不可欠」(久保2021a:24)という立場であるため、本稿では文末音調も含めた命令表現の記述を試みる。また、各形式に終助詞が後接することで文末音調のバリエーションが増え、発話場面にも差が見られるため、終助詞が後接した形式も記述の対象とする。

本稿で示す用例は、命令表現の部分のみ片仮名で表記し、それ以外の部分は標準語で示す。音調記号については“[”が上昇、“]”が下降を表す。また、神戸市のアクセントは語頭の高起／低起の対立があるため、語頭に付す“[”は高起、“]”は低起とする。なお、本稿では上昇／下降の程度（ピッチレンジ）は問題にせず、相対的な音の変化を示す。

記述は、発話機能の4分類（表1）と、人間関係のネットワーク（表2）、に基づいて行う。また、場面に応じた細かい使い分けは、高木（2009:109）の発話場面から分析する。ただし、想定される場面は高木が示した4分類からさらに場面が限定されることもあるため、本稿では適宜、発話場面に付加される条件を示す（例：[指示+必死さ]）。

なお、本稿における話者は酒井の研究と同じ話者である<sup>(3)</sup>。

### 3 音調

#### (1) 命令表現のアクセント

神戸市方言における命令表現のアクセント（終助詞無し、無標音調）は表4の通りである。示す語例の音調は、調査時の話者の発音に沿ったものになる<sup>(4)</sup>。本稿の調査の範囲では、長音化の有無による機能上の大きな差は確認されていないが、随意的な長音化を表中では「(ー)」で示す。命令形は基本的に有核型だが、五段動詞2拍2類は無核型で現れる。ただし、長音化した場合は「カ[ケ]ー」のように有核型になる<sup>(5)</sup>。連用形、テ形、意志形は無核型で現れ、連用形、テ形については長音化して発音される場合もある<sup>(6)</sup>。

表4 神戸市方言の命令表現のアクセント

活用	拍	類	語例	終止形	命令形	連用形	テ形	意志形
五段	2拍	1類	行く	[イク	[イ]ケ	[イキ (ー)	[イッテ (ー)	[イコ
		2類	書く	]カ[ク	]カ[ケ ]カ[ケ]ー	]カ[キ (ー)	]カイ[テ (ー)	]カ[コ
	3拍	1類	歌う	[ウタウ	[ウタ]エ	[ウタイ (ー)	[ウタッテ (ー)	[ウタオ
		2類	休む	[ヤスム	[ヤス]メ	[ヤスミ (ー)	[ヤスンデ (ー)	[ヤスモ
		3類	歩く	]アル[ク	]ア[ル]ケ	]アル[キ (ー)	]アルイ[テ (ー)	]アル[コ
一段	2拍	1類	寝る	[ネル	[ネ]ー	[ネー	[ネテ (ー)	[ネヨ
		2類	見る	]ミ[ル	]ミ]ー	]ミー	]ミ[テ (ー)	]ミヨ
	3拍	1類	埋める	[ウメル	]ウ[メ]ー	]ウ[メー	]ウ[メテ (ー)	]ウメ[ヨ
		2類	逃げる	]ニゲ[ル	]ニ[ゲ]ー	]ニ[ゲ	]ニゲ[テ (ー)	]ニゲ[ヨ
カ変	2拍		来る	]ク[ル	[キ]ー	[キー	]キ[テ (ー)	]コ[ヨ
サ変	2拍		する	]ス[ル	[セ]ー	[シー	[シテ (ー)	[シヨ

## (2) 文末音調

文末音調について、まず終助詞が後接しない場合、全ての形式に特別な音調が伴わない「無標音調」が、意志形にのみ文末の音節内でピッチが緩やかに上昇する「上昇音調」が認められた。なお、連用形及びテ形に上昇音調が伴った場合、話者自身は使わないが「違和感はない」「聞いたことはある」と回答している。用例を(13)(14)に示す。

(13) この紙に ]カイ[テ。(書いて。)【無標音調】

(14) 今なら許してもらえるからすぐに謝りに [イコ[一。(行こう。)【上昇音調】

終助詞が後接した場合の文末音調は、終助詞が前の拍と同じ高さで接続する「順接音調」、終助詞が前の拍に対して低く接続する「低接音調」、終助詞が前の拍と同じ高さで接続し上昇する「順接疑問上昇音調」、終助詞の前に長音化して下降する「下降音調」の4つを認める。この分類は久保(2021b)に基づく<sup>(7)</sup>。用例を(15)~(18)に示す。

(15) 今日の掃除、忘れずに [ヤットイテナ。(やっといてね。)【順接音調】

(16) この紙に ]カイ[テ]ヤ。(書いて。)【低接音調】

(17) 明日忘れずに [カッツイテナ[一。(買っていいね。)【順接疑問上昇音調】

(18) [必死に頼み込む様子で]オシエ[テ]ーヤ。(教えてよ。)【下降音調】

## 4 発話機能ごとに用いられる形式

### (1) 《命令》

《命令》の機能を担う発話ではテ形と命令形が用いられる。テ形は一般的な[指示][現場指示]の場面で用いられる。[違反矯正]の場面では終助詞「ヤ」「ヨ」が低接音調を伴って後接する。また家族の目上には「ヤ」が下降音調を伴って用いられる場合もある。[確認的指示]の場面では終助詞「ナ」が順接音調で接続するほか、補助動詞「オク」を用いた「-トイテ」+終助詞「ナ」「ネ」の形も現れる。(19)~(22)に用例を示す。

(19) この紙に ]カイ[テ。(書いて。) [指示]

(20) [(19)の発話後、聞き手に断られてもう一度命令する]

]カイ[テ]ヤ/[カイ[テ]ヨ]/カイ[テ]ーヤ。(書いてよ。) [違反矯正]

(21) 時間ないから今すぐ ]タベ[テ。(食べて。) [現場指示]

(22) 今日の掃除、忘れずに |[ヤッテナ/[ヤットイテナ/[ヤットイテネ]。]

(やってね。) [確認的指示]

命令形は通常積極的には用いられず、(23)のように話し手が怒りや焦りなどの感情を伴う態度の場合に、終助詞「ヤ」「ヨ」が低接音調を伴って接続し用いられる。また、(24)のように緊急性の高い場面、(25)のように話し手が自身の優位性を示したい場面、(26)

のように話し手と聞き手の間に明確な上下関係があり話し手が行為を指示する権限を有する場面など、特定の場面に限定した場合、命令形が終助詞を伴わずに使用できる。

(23) [苛立った様子で] この紙に カ[ケ]ヤ/カ[ケ]ヨ。(書け。)

[指示+感情]

(24) [車が来ている道路を渡ろうとした聞き手に]ト[マ]レ。(止まれ。)

[現場指示+緊急性]

(25) [友人とゴミ捨て係を決めるじゃんけんをして]

俺が勝ったからお前が セ。(しろ。)

[指示+優位性]

(26) [教員が生徒に説教をする] そこに ス[ワ]レ。(座れ。)

[指示+上下関係]

ところで、酒井(2012)は《命令》の機能を担う形式を命令形と連用形としており、本稿と結果が異なる。その要因は、酒井が挙げていた例文には聞き手利益の要素がある、もしくは利益の所在が不明である例文であったからと考えられる。以下(27)(28)に示す。

(27) これ #書イテ/書ケ/書キー/ #書コ。

(28) [一緒に掃除をしている聞き手が怠けていて]

ちゃんと掃除 #シテ/シロ/シー/ #シヨ。

(酒井2012:23)

後述するが、連用形は聞き手利益の機能を担う発話で用いられる。(27)は場面設定が無い場合、利益の所在が不明である。また、(28)は聞き手が掃除を怠けることで話し手が迷惑を被る場合もあるが、後に聞き手が不利益を被る(担任に叱られる等)ということも想定が可能であり、それを回避するための行為指示として聞き手利益の要素も存在する。したがって、酒井は《命令》の機能を担う形式に連用形を含めたものと考えられる。本稿の《命令》の例文では、聞き手利益性を排除して調査を行ったため連用形は見られず、話し手利益性の高いテ形が優先的に見られた。

《命令》を担う各形式の使用範囲を表5に示す。命令形の使用は場面が限定的であり、基本的にはテ形が優先して用いられるため、命令形は△で表す。

表5 神戸市方言における《命令》を担う形式の使用範囲

形式	家族		非常に親しいソト		少し親しいソト	
	下位へ	上位へ	下位へ	同等	下位へ	同等
命令形	△	△	△	△	△	△
連用形	×	×	×	×	×	×
テ形	○	○	○	○	○	○
意志形	×	×	×	×	×	×

## (2) 《依頼》

《依頼》の機能を担う発話では総じてテ形が用いられる。[指示][現場指示]の場面ではテ形のほか「-テクレヘン」のような受益表現の否定疑問形が現れ、特に親疎関係が疎の相手に用いられる。[違反矯正]の場面ではテ形に終助詞「ヤ」「ヨ」が低接音調を伴って接続する。「ヤ」は親疎関係が親の相手に、「ヨ」は疎の相手に用いられる。[確認的指示]の場面では《命令》でも見られた「-トイテ」+終助詞「ナ」が用いられ、順接音調または疑問上昇音調を伴う。「反応伺い」を行う場合は「-テクレン」「-テクレヘン」のような受益表現の否定疑問形が用いられる。家族の目上には「-テモラッテイー」を用いる。また、「必死に頼み込む」場面では終助詞「ヤ」が下降音調を伴って用いられる。いずれの聞き手にもテ形（またはテ形+終助詞）を用いることができる一方、場面や聞き手によってテ形以外の形式も用いられる。(29)～(34)に用例を示す。

(29) [機械の使い方・料理の作り方・勉強などの教えを乞う] 分からないから

{オシエ[テー／]オシエテ[ク]レ[ヘン]}。(教えて。)[指示]

(30) [(29)の発話後、聞き手に断られてもう一度依頼する]

{オシエ[テ]ヤ／]オシエ[テ]ヨ}。(教えてよ。)[違反矯正]

(31) 悪いんだけどすぐに {[イッテー／[イッテクレン／[イッテク]レ[ヘン]}。

(行って。)[現場指示]

(32) 明日忘れずに {[カッテイテナ／[カッテイテナ[-]}。(買ってね。)

[確認的指示]

(33) [(29)と同様の場面で、聞き手の反応を伺いながら] {オシエテ[クレン／]オシエテ[ク]レ[ヘン／]オシエテ[モ]ラッテイ[-]}。(教えてくれない。)

[指示+反応伺い]

(34) [(29)と同様の場面で、必死に頼み込む様子で]オシエ[テ]ーヤ。

(教えてよ。)[指示+必死さ]

《依頼》を担う各形式の使用範囲を表6に示す。少し親しいソトには通常テ形は用いられず、特定の場合（[違反矯正][指示+必死さ]）にのみテ形が現れるため、△で示す。

表6 神戸市方言における《依頼》を担う形式の使用範囲

形式	家族		非常に親しいソト		少し親しいソト	
	下位へ	上位へ	下位へ	同等	下位へ	同等
命令形	×	×	×	×	×	×
連用形	×	×	×	×	×	×
テ形	○	○	○	○	△	△
意志形	×	×	×	×	×	×

### (3) 《聞き手利益命令》

《聞き手利益命令》の機能を担う発話では連用形と意志形が用いられる。通常は連用形が用いられ、[指示]では終助詞「ヤ」を後接しやすく順接音調を伴う。[確認的指示]の場合は終助詞「ヤ」を後接させ、音調は疑問上昇音調をとる。[現場指示]では特に終助詞は後接せず、無標音調で発話される。[違反矯正]の場合は終助詞「ヤ」が下降音調を伴って接続する。(35)~(38)に用例を示す。

(35) 何か困ったことがあったら [レンラクシーヤ。(連絡しろよ。)] [指示]

(36) [(35)の発話を念押しで再度言う] [レンラクシーヤ[ー。(連絡しろよ。)]

[確認的指示]

(37) 今ならまだバスに間に合うから早く [イキー。(行け。)] [現場指示]

(38) [(37)の発話後、聞き手に断られてもう一度命令する] [イキーヤ。

(行けよ。)] [違反矯正]

意志形は通常の場合では用いられず、[違反矯正]の場面において行為実行の促しのニュアンスを持って用いられる。したがって第一声で用いることはできない。また聞き手については、親疎関係が親の相手にしか用いることはできない。上昇音調を伴う場合もあり、その場合は懇願するようなニュアンスを帯びるといふ。終助詞は「ヤ」「ヨ」が下降音調で後接する。(39)に用例を示す。

(39) [第三者を怒らせてしまったが謝罪を拒否する聞き手を促すように]

今なら許してもらえるからすぐに謝りに

{[イコ]/[イコ[ー]/[イコ]ーヤ/[イコ]ーヨ}。(行こうよ。)] [違反矯正]

ところで酒井(2012:28-29)は、意志形の使用場面について「要求する行為が聞き手にとって利益のあることであり、緊急性を要し、話し手の眼前に聞き手がいる場合に限られる」と述べている。確かに(39)の用例は「すぐに」とあるように緊急性を要する場面だが、本稿の調査により次の(40)の用例でも意志形を使用できることが明らかになった。

(40) [(39)と同様の場面で] 話せばちゃんと許してくれるから

今度会った時に謝りに [イコ。(行こうよ。) [違反矯正・緊急性なし]

この例は「今度」とあるように緊急性を要した場面ではないため、意志形の使用場面に  
ついて「緊急性」は必須ではないことがわかる。したがって本稿では、意志形の使用場面  
は《聞き手利益》の機能を有する発話であることと、[違反矯正]の場面であることとし、  
酒井の記述を修正したい。

《聞き手利益命令》を担う各形式の使用範囲を表7に示す。意志形の使用は場面が限定的  
であり、基本的には連用形を用いるため、意志形は△で表す。

表7 神戸市方言における《聞き手利益命令》を担う形式の使用範囲

形式	家族		非常に親しいソト		少し親しいソト	
	下位へ	上位へ	下位へ	同等	下位へ	同等
命令形	×	×	×	×	×	×
連用形	○	○	○	○	○	○
テ形	×	×	×	×	×	×
意志形	△	△	△	△	×	×

#### (4) 《勧め》

《勧め》の機能を担う発話では全ての聞き手において連用形が用いられる。(41) (42) に  
用例を示す。終助詞については回答が得られなかった。

(41) ゆっくりお風呂にでも ]ハイ[リー。(入りなさい。) [指示]

(42) [出来立ての料理を差し出して] 冷めないうちに今 ]タ[ベー。(食べなさい。)

[現場指示]

《勧め》を担う各形式の使用範囲を表8に示す。

表8 神戸市方言における《勧め》を担う形式の使用範囲

形式	家族		非常に親しいソト		少し親しいソト	
	下位へ	上位へ	下位へ	同等	下位へ	同等
命令形	×	×	×	×	×	×
連用形	○	○	○	○	○	○
テ形	×	×	×	×	×	×
意志形	×	×	×	×	×	×

(5) 各形式が担う発話機能と使用範囲

以上の記述を基に、各形式が担う発話機能とその使用範囲を表9にまとめる。

表9 神戸市方言における各形式の使用範囲

形式	発話機能	家族		非常に親しいソト		少し親しいソト	
		下位へ	上位へ	下位へ	同等	下位へ	同等
命令形	《命令》	△	△	△	△	△	△
連用形	《聞利命令》	○	○	○	○	○	○
	《勧め》	○	○	○	○	○	○
テ形	《命令》	○	○	○	○	○	○
	《依頼》	○	○	○	○	△	△
意志形	《聞利命令》	△	△	△	△	×	×

命令形は《命令》の機能のみを担う。ただし、話し手が怒りや焦りなどの感情を伴う場面や緊急性が高い場面、話し手が自身の優位性を示したい場面、話し手と聞き手の間に明確な上下関係がある場面など、使用できる場面は限定され、広く用いることはできない。

連用形は《聞き手利益命令》と《勧め》の機能を担う。いずれも聞き手利益の発話機能として共通し、特別な場面設定が無くとも全ての聞き手に使用が可能である。

テ形は《命令》と《依頼》の機能を担う。いずれも非聞き手利益の発話機能として共通する。ただし《依頼》の機能を担う発話の場合、少し親しいソトには通常用いられず、必死に頼み込むなどの限定した場面で現れる。

意志形は《聞き手利益命令》の機能を担う。聞き手が望ましいとされる行為を行なっていない〔違反矯正〕の場面で行為の実行を促す形で用いられる。

以上のことから、神戸市方言の命令表現において、非聞き手利益の行為指示にはテ形、聞き手利益の行為指示には連用形という明確な使い分けが存在していることが分かる。その上で、違反矯正の場面や特定の文脈がある場合に命令形が《命令》で用いられたり、意志形が《聞き手利益命令》で用いられたりしている。

## 5 形式・音調・発話機能・発話場面

5節では、4節の記述を踏まえて、4つの形式が有する音調、発話機能、発話場面の関係について分析する。ただし、文末音調は終助詞が後接しない場合と後接する場合で異なるため、両者は分けて記述する。まず、終助詞が後接しない場合の各形式の音調と発話機

能、及び発話場面の対応を確認する。形式別にまとめると表10ようになる。

表10 神戸市方言における各形式の音調と発話機能と発話場面の対応・終助詞なし

形式	音調	《命》	《依》	《聞》	《勸》	発話場面
命令形	無標	○	×	×	×	《命》[指示+感情] [指示+上下関係] [現場指示+緊急性]
連用形	無標	×	×	○	○	《聞》[現場指示] 《勸》[指示] [現場指示]
テ形	無標	○	○	×	×	《命》[指示] [現場指示] 《依》[指示] [現場指示]
意志形	無標	×	×	○	×	《聞》[違反矯正]
	上昇	×	×	○	×	《聞》[違反矯正+懇願]

命令形、連用形、テ形は無標音調のみで、いずれの形式も[指示]と[現場指示]の場面で用いられることが共通している。ただし、命令形は発話場面に特別な条件が付加される。一方、意志形は無標音調と上昇音調があり、いずれも[違反矯正]の場面で用いられる。[確認的指示]の場面では終助詞が後接しない形は用いられない。

続いて、終助詞が後接した場合の各形式の音調と発話機能、及び発話場面の対応を表11にまとめる。まず、各形式に後接する終助詞について、命令形と意志形は「ヤ」「ヨ」、連用形は「ヤ」、テ形は「ヤ」「ヨ」「ナ」であることがわかる。「ヤ」は順接音調、低接音調、順接疑問上昇音調、下降音調をとり、最も広く用いられている。「ヨ」は低接音調、「ナ」は順接音調が確認された。

発話機能に注目すると、《命令》の機能を担う発話では、終助詞「ヤ」「ヨ」はいずれも低接音調もしくは下降音調が伴い、文末が下降する音調として共通する。「ナ」には順接音調が伴う。《依頼》の機能を担う発話では、《命令》と同様に終助詞「ヤ」「ヨ」は全て低接音調や下降音調といった文末が下降する音調を伴う。《聞き手利益命令》の機能を担う発話では終助詞「ヤ」が順接音調、低接音調、順接疑問上昇音調、下降音調をとり、「ヨ」は低接音調のみを伴う。《勧め》の機能を担う発話では終助詞が後接する形式は確認できなかった。

最後に、発話場面の特徵に注目すると、ニュートラルな[指示]であれば無標音調となるか順接音調が伴い、文末が上昇も下降もしないことがわかる。一方、[違反矯正]や、感情(怒りや焦り)、必死さを伴う[指示]の場合は低接音調や下降音調のような文末が下降する音調を伴う。[確認的指示]では順接音調が用いられるほか、順接疑問上昇音調が伴

表11 神戸市方言における各形式の音調と発話機能と発話場面の対応・終助詞あり

形式	終助詞	音調	《命》	《依》	《聞》	《勸》	発話場面
命令形	ヤ	低接	○	×	×	×	《命》[指示+感情]
	ヨ	低接	○	×	×	×	《命》[指示+感情]
連用形	ヤ	順接	×	×	○	×	《聞》[指示]
		順疑	×	×	○	×	《聞》[確認的指示]
		下降	×	×	○	×	《聞》[違反矯正]
テ形	ヤ	低接	○	○	×	×	《命》[違反矯正] 《依》[違反矯正]
		下降	○	○	×	×	《命》[違反矯正] 《依》[指示+必死さ]
	ヨ	低接	○	○	×	×	《命》[違反矯正] 《依》[違反矯正]
	ナ	順接	○	×	×	×	《命》[確認的指示]
意志形	ヤ	低接	×	×	○	×	《聞》[違反矯正]
	ヨ	低接	×	×	○	×	《聞》[違反矯正]

う。終助詞が後接した形式は〔現場指示〕の場面では用いられない。

以上のことから、終助詞の有無に関わらず、一般的な〔指示〕や〔現場指示〕であれば特別な文末音調を伴わない一方、「+感情」や「+必死さ」が付加した場面や〔違反矯正〕の場面では低接音調や下降音調のような文末を下降させる音調が伴うことが明らかになった。これらは総じて行為指示の拘束力が強まる場面と言え、文末の下降が拘束力を強化していると解釈できる。

## 6 おわりに

本稿の記述から、神戸市方言における命令表現について発話機能ごとにまとめると表12のようになる。酒井（2012）は《命令》を担う形式に連用形を分類していたが、本稿の調査から、連用形は聞き手利益の発話機能を担うものとして再整理できた。同様にテ形も《依頼》のみの機能を担うとしていたが、《命令》の機能も担えることが分かった。このことから神戸市の命令表現には、話し手利益であればテ形、聞き手利益であれば連用形を用いるという明確な使い分けが存在することが明らかになった。

本稿では、神戸市方言の命令表現を記述するにあたり、西日本諸方言で広く使用される命令形、連用形、テ形に加え、酒井（2012）により言及された意志形も対象として調査、

表12 本稿における神戸市の命令表現の機能と形式の対応

	非聞き手利益	聞き手利益
拘束力・強	《命令》テ形、命令形	《聞き手利益命令》連用形、意志形
拘束力・弱	《依頼》テ形	《勧め》連用形

記述、分析を行った。しかしながら、命令形、連用形、テ形は各々の形式が元から行為指示として用いられるのに対し、意志形は本来勧誘表現として用いられる形式である。したがって、命令表現における意志形は勧誘表現の延長、または周辺的な用法と考えられ、命令形、連用形、テ形と同レベルで扱うことには課題が残る。今後さらに検討を重ねたい。

## 注

- (1) 「発話機能」については研究者により定義が異なるが、本稿では山岡（2008:2）の定義を採用し、「話者がある発話を行う際に、その発話が聴者に対して果たす対人的機能を概念化したもの」とする。
- (2) 一般に「ソト」の上位者に対して命令表現は実現しにくいため、「家族（＝ウチ）」にのみ上位者を設定する。
- (3) 酒井（2012）の記述は酒井自身の内省で書かれているため、本稿における話者は酒井本人（1984年生、男性、23歳まで神戸市、以降県外に居住）となる。
- (4) 一段動詞3拍のテ形について、調査時の話者の発音は1類が「[ウ[メテ（－）]」、2類が「[ニゲ[テ（－）]」となり、上昇位置は異なるが、当該方言では上昇位置によるアクセント上の音韻的区別はない。したがって、いずれもL0型と判断される。
- (5) 命令形は原則有核型になるとして、「[カ[ケ]ー」は文末の下降音調とは見なさない。また、「[カ[ケ]」と「[カ[ケ]ー」の差異については未詳であり今後の課題とする。
- (6) 連用形と命令形について、一段動詞及びカ変動詞は同形になるがアクセントが異なり、有核型のものは命令形と見なす。この判断については、五段動詞において命令形が有核型であることや、下降の文末音調が、助詞が後接しない場合に認められなかったことによる。
- (7) 久保（2021b）は郡（1990）を参考に音調の分類を行っており、音調名もそれを基に設定している。詳細は久保（2021b:410）を参照されたい。

## 参考引用文献

久保博雅（2018）「愛媛県松山市方言における命令表現の使用差」『言語文化研究』第38巻

1-2号、pp. 397-416.

久保博雅 (2021a) 「愛媛県松山市方言における命令表現—形式・音調・発話機能・使用場面の関係—」『方言の研究』第7号、pp. 5-27.

久保博雅 (2021b) 「命令表現に後接する終助詞とその音調—愛媛県松山市方言の青年層の場合—」『広島大学大学院人間社会科学研究所紀要「教育学研究」』第2号、pp. 405-414.

久保博雅 (2022) 「大阪市方言における青年層の命令表現とその文末音調」『論叢 国語教育学』第18号、pp. 51-62.

郡士郎 (1990) 「大阪語の文末詞「か」の音調と機能：内省に基づく考察」『音声言語Ⅳ』pp. 1-25.

酒井雅史 (2012) 「兵庫県神戸市方言における命令表現」『阪大社会言語学研究ノート』第10号、pp. 18-29.

酒井雅史 (2013) 「高知県四万十市西土佐大宮における行為指示表現」『阪大社会言語学研究ノート』第11号、pp. 28-41.

高木千恵 (2009) 「命令表現」国立国語研究所全国方言調査委員会編『方言文法調査ガイドブック3』pp. 105-118.

福居亜耶 (2014) 「京都府福知山市方言における命令表現」『阪大社会言語学研究ノート』第12号、pp. 51-70.

牧野由紀子 (2008) 「大阪方言における命令形の使用範囲—セエ・シ・シテをめぐる—」『阪大社会言語学研究ノート』第8号、pp. 55-74.

森勇太・平塚雄亮・中村光 (2012) 「若年層の命令形の使用範囲—栗東市方言・福岡市方言・湖西市方言の対照から—」『阪大社会言語学研究ノート』第10号、pp. 1-17.

山岡政紀 (2008) 『発話機能論』くろしお出版.

付記 本稿は、博士論文「愛媛県松山市方言における命令表現についての記述的研究」(2022年、広島大学)で扱った内容に修正を加え、まとめ直したものである。

(四国大学)